

デンマーク農業の成立

——土地所有農民層の歴史的形成——

石 黒 重 明

一 は し が き

ほぼ北緯五四度の線でドイツ北西部にその南端を接し、北はスカゲラック海峡をへだててノールウェーと、東はカテガット海峡をへだててスエーデンと對し、西は北海を越えて遠くイギリスを望む位置に、ユトランド半島及びシュェルランド、ラーランド、ファルスター、フィエンの諸島を中心とする、併せて約四萬二千平方料という國がデンマークである。(尙この他にバルト海のボルンホルム、北大西洋のフィル諸島及グリーンランドがその版圖に含まれる。)面積から云つてほぼ我が九州に匹敵する。しかもその人口は僅か四百二十萬人、東京都の人口が六百萬とすら稱せられるのに比してもその規模が知られよう。このように面積から云つても人口から云つても、とり立てて云うこともないようなこの國の農業が、ヨーロッパとしては極めて高い生産力を示している。

デンマーク農業の成立

大川一司氏の數字によれば、農業労働生産力の指數では、デンマークはヨーロッパ最高の數値を示し、計算の方式によつては合衆國のそれをも凌駕する。即ちデンマークの指數はヨーロッパの諸國平均のそれを約一五〇%、西歐七ヶ國(イギリス、フランス、ドイツ、ベルギー、オランダ、スイス、デンマーク)平均のそれを約五〇%だけ上廻つてゐる。更に土地生産力の指數においても、オランダ、ベルギーに次いでヨーロッパ第三位であり、ヨーロッパ平均より約七〇%、七ヶ國平均より約一五%だけ高い數値を示している。(第一表)特に優れてゐると思へない自然條件を考へるならば、かかる高い生産力は驚異に値しよう。(尙 League of Nations, Economic Demographic of Eastern and Southern Europe, 1945, p. 182. の數字では、農業人口一人當り農業純生産は(一九三—三五年平均)、ヨーロッパ平均を一〇〇として三五四の高さを示している。)

第 1 表 (1)

國 名	勞働生産力指標 ⁽²⁾		土地生産力指標 ha. 當弗
	A 一人弗	B 一人弗	
(イ) デン マ ー ク	615	690	107
オ ラ ン ダ	522	570	140
イ ベ ス	466	470	36
ス ト イ	365	460	140
ド イ ツ	324	380	87
フ ラ ン	285	380	93
	253	320	55
(ロ) セケ國平均 ⁽³⁾	404	467	94
(ハ) 歐洲平均 ⁽⁴⁾	247	280	62

(1) 大川一司・「農業勞働生産力の國際的比較」『農業総合研究』2の3・30・31頁による。

(2) 勞働生産力指標は、農業總生産價額を農業勞働人口を以て割つたもの

Aでは女子勞働人口と男子勞働人口をそのまま加えたものを分母としているが、Bでは女子勞働は男子勞働に0.5を乗じて換算されている。
(詳細は大川氏の論稿について見られたい)

(3) 上掲セケ國(デンマークをも含めて)の算術平均値。

(4) 大川氏の計測された25ヶ國の算術平均値。

デンマークの農業が畜産を主軸とするものであることはすでに衆知の事實である。約二十萬の農家、約三百二十萬ヘクタールの農業用地に對して三百二十萬頭の牛、五二萬頭の馬、四百五十萬頭の豚、二千六百萬羽の鶏(一九三三年)という數字は正確にその規模を示している。そしてデンマークの輸出品の中心としての

農産物(一九三五年に總輸出額の約八〇%といわれる)のうちに畜産物の占める比重は壓倒的である。(同年總農産物輸出額の約八〇%、しかも穀物については逆にほぼ四四〇萬キントルの大量を輸入してさえている)。デンマークの農業に今一つ特長的な點は自作農民經營の廣汎な層の存在である。一九一九年に約一九萬の農家中一七萬七千、即ち九四%がその耕地の所有者であり、しかもこれ等の規模別戸數を見れば、三・三ヘクタール以下が二一・三%、三・三一五ヘクタールが四四・一%と一五ヘクタール以下が六五%を占め、一五—六〇ヘクタールが三二%であつて、ヨーロッパで大經營と認められる六〇ヘクタール以上のものは二・六にすぎない。このデンマーク農業の二つの特長は決して無縁のものではない。デンマークにおける畜産殊にその酪農部門は、完全にかかる自作農民經營を中心とする協同組合組織によつて支えられて居り、かかる組織を通しての農民層自體の流通過程の把握と協同組合組織による技術的知識の普及とが、デンマーク農業の繁榮の理由であるとも云われている。

このようなデンマーク農業の構造についての詳細な検討は次の機會に譲つて、本稿ではかかる現在のデンマーク農業がどのような過程を経て成立したかをその主體の側面から跡付けて見ようと思ふ。

問題の中心は、現在の農業の形態をその根底において支えている擔當者——自作農民經營層——が如何なる過程を通じて形成されたかに置かれる。従つてデンマークにおける土地所有關係の歴

史的相貌が以下の敘述の中心である。

二 「農民解放」以前

協同組合を中心とする廣汎な自作農民經營層によつて支えられている現在のデンマーク農業からは些か想像し難いことではあるが、中世末期のデンマークは、その鞏固なグーツヘルシャフト體制の遍在の故に、東北部ドイツと並んで、農民層の比較的自由な展開の見られたイギリスの、對極に置かれている。ここでは、封建社會から近代市民社會への過渡點での主要問題である農民の封建的諸負擔の廢棄も、「自然に」(イギリス)行われるのでもなく、^(註三)「下から」(フランス)の革命的方式によるのでもなく、「上から」の「農民解放」という形態をとつて爲される。従つて此處での敘述も先ずこのグーツヘルシャフトの成立過程を中心に「農民解放」に至るまでのデンマークに於ける農業内部の社會構成の變動を以て始められる。

デンマークにおいて中世初期の一般的な土地保有様式は「自由所有權」であつたといわれる。この場合の「中世初期」が如何なる時代を指しているかは明瞭ではないが、^(註四)「農業が盛んで、東部デンマークは多く耕作された」といわれる十一、二世紀頃までの事情を指すものと思われる。と同時に、この頃に數的には多數を占める農民層の外に、數は少いが大土地所有者層の存在が指摘されては居り、一二〇〇年頃には耕地はすべて、農民に保有されては

デンマーク農業の成立

たが、農地の獨立の所有者は農民の三分の二であつて、三分の一は大土地所有の借地農であつたといふ。^(註三)そして、デンマークが一國家として内部的にもその統治形態を確立した時期とも云えるヴァルデマル二世(一二〇二—一二四一)の治世の基礎は土地所有貴族層であつたとされるが、しかし當時の農民「bonder」の状態については「富裕であり、獨立で、確定した權利を持つて居た」といわれ、以後數世紀の過程を経ての農民の窮狀はここでは窺い得ない。デンマーク農民の數世紀にわたる苦難の歴史の出發點をここにいわば「牧歌的中世」として指定するのも強ち誤りではないであらう。だが、既にクヌート二世(一〇八〇—一〇八六)の治下に、戰費を賄うための徵稅、十分の一稅の徵收其他の負擔過重に對しての、リム・フォルド北部に發しユトランド半島の全農民に波及した大反亂は、土地所有と農民との來るべき對立の過程を暗示するものとも云えようか。このとき以後數世紀にわたり農民層の地位は急速に低下せしめられて行く。

十三、四世紀に頻發する諸戰亂の裡に多くの耕地が兵火の下に蹂躪されて荒廢し、かくて無人化した土地は王、貴族等々の手に集中してゆく。^(註四)このような土地集中の過程は同時に農民層の壓下の過程でもあつた。大土地所有の形成に應じて借地農の數も増大してゆくが、デンマークにおいて Faestebønder といわれるこの借地農は、本來的には一定の保證金 Indfaestningssumme の支拂の後には年々一定量の現物乃至現金を土地所有者に納付するといふ、極めて緩やかな條件のものであつたらしいがこのような借

地關係は以後の経過のうちにその内容を變じて行くようである。^(註七)

農民地位の低下は先ず借地農の數的増大にあらわれ、更にはかかる借地農の負擔内容の變化のうちに示される。十三、四世紀には多くの農民が借地農となつたといわれるが、一方で丁度この時期に「地代形態の逆轉」^(註八)に負擔内容・規模の變化が見られる。即ち王領地における王への奉仕義務が時と共に強化されて、人格的支配の下での賦役^(註九)に労働地代^(註一〇)に轉化してゆき、これが僧俗大土地所有に波及して、家内賦役、手耕役、畜耕役が普遍化されるに至り、十四世紀半ばの黒死病もかかる傾向を促進して、以後全借地農は不確定量の土地所有の恣意のままの賦役義務を負うに至つたといわれるし、又農民の土地への固縛^(註一〇)移動の自由の制限もゼーランドに發して忽ち全土に擴大した。一二五六—八一年三二二年、一四三八—四一年等の反亂として記録される農民層の反撃も、結局は以上の過程を早めたにすぎないといわれる。^(註一一)

このような農民層の地位壓下の過程が、ハンザ同盟の勃興に表現される北海・バルト海商業の發展過程と時代的に併行することには注意すべきであろう。商品貨幣經濟はそれ自身では封建體制への對立物ではなく、それが權力層にとらえられたときにはむしろその社會内部の封建體制は強化される、という事實を此處にも見ることが出来る。とは云え、封建權力層による商品貨幣經濟の把握、農民層のそれからの遮斷、農民層の從屬、封建體制の強化は、單なる自然的な過程として生ずるものではない。それにはやはり、對立・斗争・壓服の過程が必要であつたように思われる。

× × ×

封建社會において、剩餘價値の主要な形態は地代であつたと(對、近代社會)、又地代が土地所有に歸屬した後に農民に残されたものは、農家を維持し再生産するに足るものであつたこと(對、奴隸制社會)等は常識である。奴隸制社會に對比して、その勞働力給源を外部に求めずとも、その體制内で勞働力の再生産が可能であるという點で封建社會は一のより高い生産力の段階を示すものといえよう。しかし封建社會がしばしば自足的と規定されるように、その初發的段階においては、直接生産者の再生産に必要な部分を越える剩餘生産物は、收取權利者に納付されるが、それはそのまま消費されると想定出来る。即ちこの場合生産物は、必要部分であらうと地代部分であらうとを問わず、使用價値として生産されそのまま使用價値として消費され消失する。従つて、地代部分そのものも、土地所有者の具體的慾望^(註一二)に應じた一定の限度を持つていたといえよう。このような事情の下で生産力の上昇が見られるならば、土地所有の胃の腑が之までの生産力段階で一應満足していたとすれば、超過生産物が農民の手中に止まつてその生活内容を豊富ならしめる可能性は少なからう。十一、二世紀に云われる「富裕な農民層」をこのような段階のものと考えられよう。ここでは、生産力と、農民の再生産と、土地所有の胃の腑を限度とする地代部分とが、いわば幸福なバランスを保

つてゐる、と云つてよからう。

生産力の上昇は、一方で生活内容を豊富にするが、同時に更にそれは超過生産物の流通＝交換經濟を呼び起す。この初發的な自足的な封建社會が交換經濟と接觸する過程で、以後の當該封建社會の展開の方向が決定される。商品貨幣流通が領主經濟を先にとらえるか、農民經濟を先にとらえるか、という問題がこれである。領主經濟が商品貨幣經濟に組み込まれると、地代部分として納付される生産物は、あらゆる形態の使用價值との交換可能性を内包する交換價值を擔うものとしてあらわれて来る。従つて、使用價值としての地代部分に與えられた「胃の腑」という上限は、交換價值を擔うものとしての地代部分については作用し得ない。領主層は可能なる限り地代部分を極大化しようとする。かくて強權を背後に農民層の壓下が進行する。逆に商品貨幣經濟が農民經濟と接觸して、農民の側で自己の生産物の擔う交換價值を確認すれば、從來使用價值としては自己の必要分を超えるもの、従つていわば「無價值なもの」としての地代部分の納付は、今や價值物の給付として、従つて損失乃至負擔として意識されるに至る。かくしてどちらの場合にも嘗ての幸福なるバランスの條件は失われる。此處にいわば交換價值の獲得をめぐる對立と斗争が開始される。

この場合土地所有の側からの地代收取の強化は、地代形態の逆轉という形をとることが多い。封建地代は勞働地代、生産物地代、貨幣地代と、一應その生産力の水準に應じた諸形態をと

る。この場合、勞働地代においては農家の再生産を可能ならしめる「必要部分」と、土地所有に歸屬する「地代部分」とは、その生産過程において空間的にも（農民の保有地と領主の農地と）時間的にも（自家の勞働日と「賦役」勞働日）分離されているが、生産物地代においては兩者はその現物形態において始めて分離され、貨幣地代の場合にはその生産物が商品として實現された後にその價值形態において分離される。従つて生産力の上昇が見られたとすれば、後の形態になるほど農民の手中に超過分が残される可能性が大であることは、云うまでもない。土地所有の地代收取の力は、生産過程そのものが土地所有の下に行われる勞働地代形態において最も有効に作用する。かくて、「幸福なるバランス」が破壊されると、地代が一般的に生産物乃至貨幣地代の形態をとつてゐる場合には、土地所有の側からの地代收取の強化は、勞働地代形態の確保＝地代形態の逆轉をその一つの方法とする。かかる地代形態の逆轉は同時に農民層から剩餘勞働を完全に收取することによつて、商品貨幣經濟との接觸可能性を最小限に縮小するものでもある。十三、四世紀を中心とする農民層の壓下の過程はこのようなものとして理解出來よう。

このような過程は、しかし單純に土地所有の側からの運動のみが一方的に進行するものとしてありえない。商品經濟がどちらを先にとらえるか、とは云つても、實は商品貨幣經濟そのものは、程度の差こそあれ、いわば同時に土地所有とも農民層

とも接觸する。従つて兩者の側で交換價值を擔う超過生産物の歸屬が争われる。この場合に、商品貨幣經濟との接觸によつて觸發されたこの斗争で、どちらがより強力であり得たか、従つて斗争の結果としてどちらが商品貨幣經濟を最終的に把握し、他者をそれから遮斷し了せたか、が「どちらが先か」という立言の内容であらう。デンマークの場合にも土地所有の勝利が容易に達成されたものでないことは、次に見る通りである。

十五世紀にはデンマークの農産物輸出の規模が増大したといわれ、輸出品目には、「馬、肥育牛、穀物、バター、ペーコン、犢及び肉類」等があげられているが、同時にその輸出擔當者として、土地所有者と並んで、農民（^{註二}Peasant-farmer）が、王の免許の下に貿易に従事した如くである。この事實は、數世紀來進行しつつあるその地位の低下にも不拘、農民層は、尙商品貨幣經濟に對應して、一部は外國貿易にまで進出するほどの力を保持していたことを示すものと云えよう。一五〇〇年頃六萬の農民經營のうち尙約二〇%を占めていたという土地所有農民が、その中核であつたと見てよからう。このような農民層の力を推測させるものは、地位の惡化、負擔の増大に對抗する數次の一揆であり、又十六世紀前期の内紛で果した背後の力としての農民層の役割である。

嘗ては封建權力者間での斗いとしてあらわれた國內の紛争は、十六世紀においては、種々の偏差を含みながらも、基本的には、土地所有貴族層と、之に對抗する市民（都市商工業者）・農民連

合との對立抗争という性格を示しているように思われる。

「Count's War」といわれる王位繼承戦争（一五三三年—一五三六年）を頂點とするこの内紛は、一應貴族層と都市・市民との斗争としてあらわれる。之までの貴族層に代つて市民層に主導されるクリスチャン二世（一五一三—一二三）の下にあつて市民層は一時的にもせよ政權を擔當して、農民層に對して貴族層の特權の否定（^{註一四}農民に對する人身的支配——特に土地への固縛——の禁止等の施策を行うが、忽ちユトランドの貴族層を中心とする封建勢力によつて覆えられ、クリスチャン二世は國外に逃亡する。しかしフレデリック一世が没するや、王位の繼承をめぐつて再び市民層と貴族層との斗いが開始される。この場合に市民層の背後に多數の農民層の支持が指摘され、しかもこの市民・農民層が一時は壓倒的な優勢をさへも示すのである。この點に同じくグーツヘルシャフト體制に制壓された地域であるとは云いながら、かの大農民戦争への参加すら爲し得なかつたオスト・エルベの農民層との差を見ることが出来る。がしかし、これも結局のところは封建貴族層の完全な勝利に終り、苦斗を餘儀なくされた貴族層は苛酷な刑罰と財産（＝土地）の沒收を以て農民に報い、以後「解放」に至るまでの農民層の悲惨な社會的地位が此處に確定される。

かくて農民層を壓服し盡した封建貴族層の權力は十六世紀後半の諸條件の下に所謂「領主經濟（グーツヘルシャフト）」として定型化される。ヨーロッパにおける商品貨幣經濟の發展＝市場の擴大は、デンマークにも、オランダによる穀物仲介貿易の隆盛、

ドイツ市場の擴大とそれに伴う穀物價格の上騰という形をとつて影響を與え、之を契機として十六世紀後半以降各地で、封建的土地所有の手による商品生産の爲の穀作大經營^(註一七)「グーツヘルシャフト」が王領地、貴族領地に形成されて行く。かかる商品貨幣經濟に對應する領主層の經營の擴大は一方では經營地の擴張によつて達成され、それは農民地の取上をその主要な手段とするし、他方ではその内部での生産量の増大としてあらわれ、その爲には賦役の量の強化が必要であつた。これは領主層の壓倒的な強力によつて可能であつた。かくしてグーツヘルシャフトが成立する。

このように決定され推進された方向は、三十年戦争前後の混亂、經濟的窮境の中から生れ出たフリードリヒ三世の絶對王制によつても變更されなかつた。この變革によつて都市市民層は一五三三年の敗北以來ほぼ一世紀にして再び政治の場に姿を現わすが、しかし嘗ての同盟者たる農民層にとつてはこれは政權の擔當者の變更以上の何物でもなかつたといわれる。むしろ一六八八年のデンマーク全土にわたる土地豪領の作成は、絶對王制の財政を支える農民層からの租稅徵收のより一層の強化を想わせる。そしてブルジョア官僚政治という形態をとつて發足するこの絶對王制も事實上、一方の支柱として土地所有「貴族層を必要とした。三十年戦争以後、數次にわたる對スエーデン戦（一六二五年—一七二〇年）によつて逼迫した王室財政は、その打開策として王領地を大量に土地所有者に賣却^(註一八)することによつて、更に租稅收入を確保するために土地所有者に租稅徵收擔當者としての權力を與え、かく

て土地所有の經濟的基礎を擴張せしめその法權力を強化^(註一九)して、二重の意味で事實上土地所有を援助して居る。更に一七三三年の兵役義務ある農民の土地への固縛を規定した法令は、その本質に於て軍事的であつたというよりは、むしろ當時餘りにも悲惨な經濟的地位に耐えかねての農民の逃散に對して領主經營を保護せんとするいわば農業政策的なものであつたといわれる。かかる法令の内容は一七四六年の法令によつて更に強化されている。かくて農民層の地位はむしろ惡化するとも云える。

グーツヘルシャフトとして呼ばれるかかる時點での領主大經營とそれに結合する社會體制の特徴を一般的に簡単に述べるならば次の如くなる。

グーツヘルシャフトはいわば二つの核を持つ。即ち領主經營と村落共同體である。領主經營は自家のためにはなくして主として市場のために商品として農産物（この場合穀物が中心であつた）を生産し、これを流通市場に投下して實現された貨幣額を收入とする。このような側面によつてグーツヘルシャフトは「資本主義的」と呼ばれても居る。しかしその内部に於ては、純粹に封建的な經濟外的強制による剩餘勞働收取關係が支配している。即ち、前述の過程で壓下された農民層の給付する「不確定量の」賦役「剩餘勞働のすべて、の充用が經營の支柱であり、しかもその收取は領主權力の強度に應じた強制力「經濟外的強制」によつて確保される。かかる經濟外的強制は、農民の領

主への人格的隸屬、領主の持つ裁判權、処罰權、特に賦役時におけるそれを通じてあらわれるが、基本的にこれを支えているものは、農民をその生地に固定して領主層の壓力から逃避するを許さない所謂「土地への固縛」である。經濟外的強制的諸形態は、「土地固縛」から必然的に生ずる系であるとも云えよう。

かく經濟外的強制の下で領主大經營を成立せしめている勞働力は、いま一つの核、村落共同体において再生産される。ここでは各農民は原則として家族を維持するに足る——賦役勞働力を再生産するに足る——一定の規模の住居、耕地、生産手段を保有し、共有地の共同利用權、放牧權を持つ。しかもその保有地は混在地制度、開放地制度の下に耕作強制といわれる共同体的規制の下に置かれる。このように、その生産條件に於ても生産様式においても丁度その賦役勞働力を再生産するに足るだけのものを與えられ、固定化されたかかる農民層（封建的基準農民）^{註二五}は、その相互規制によつて領主權力の行使をむしろ容易ならしめる。

一應以上の如く要約されるグーツヘルシャフトも、その歴史的過程のうちに種々の問題をはらんで来る。商品貨幣經濟に對應してグーツヘルシャフトの目標は能うる限り大量の生産物を自らの手で市場に供給することに向けられる。それは一方では領主經營地の外延的擴大によつて達成される。この經營の擴大は村落共同体とは別個の荒地、林地の開墾によつたものもある

うが、時と共に或は共有地を蠶喰し或は農民地の一部を併吞することによつて達成されることが多くなる。かくしてグーツヘルシャフトの發展それ自身がグーツヘルシャフトの基礎條件——賦役勞働力再生産の條件を掘り崩してゆく。同じようなことは、グーツヘルシャフトの扱う商品量の規模を増大するいま一つの方法、内部的な賦役勞働力の強化についてもいえる。賦役勞働力の強化は領主經營の擴大と相應じて次第に農民の必要勞働時間にさえ喰ひ込むに至り、農民保有地におけるその再生産は混亂せしめられる。かかる必要勞働時間の壓縮と農民地の取上は量的に又質的に賦役勞働力の惡化を來す。賦役勞働力の惡化は逆に賦役勞働のより以上の強化を以て補われざるを得ない、等々。かかる惡循環の擴大再生産がグーツヘルシャフトの發展の内奥にひそんでいる。このような矛盾は結局領主層の強力の下では農民層にしわよせされて行く。更に生産物として穀類をその經濟の中心とする封建權力層は、農民層の惡化されて行く諸條件の下での賦役勞働力の最大限の再生産を確保する爲に、又穀物形態での十分の一税、租税を最大量ならしめるために、又村落共同体の牧野を自己の經營に引き入れるために、等々の理由から、或いは牧野の利用權を縮小し、或いは集約的な飼養形態としての舍飼を禁止して、農民經營における地力維持の一方法としての畜産を制限する。

以上の過程の結果としての農民層の状態は、「農民解放」直前

の十八世紀中葉について次の如く要約される。

農民層の大部分は借地農^① Fæstebønder^②、しかも土地所有者の人格的支配をうけて、農奴^③ Leibeigene、^④ Vorne^⑤と^⑥呼ばれており、その生地を退去する^⑦ことを得ず〔土地への固縛〕Schollengebundenheit、^⑧ Stavsbundene^⑨〕従つて完全に領主の権力下に確保されている。かかる農民の負う封建的諸負擔の一つとしての物納地代は、それぞれの地方で慣習的に確定されて居り、その量も比較的少なかったといわれるが、封建體制の中樞として領主經營を支えている勞働地代^⑩賦役については、領主の恣意に應じての不確定量の給付が要求され、——通例週に二、四日、收穫期にはそれ以上、という數字もあげられている——農民經營を極度に壓迫したようである。之に加えて、收量の増加に伴つて増大する十分の一税、夏季週三日と云われる道路賦役があり、更に絶對王制の賦課する租税が之に附加される。かかる諸負擔の下にある農民の經營は、混在狀耕地、牧野の共同利用、これに伴う耕作強制を特徴とする耕作共同體 Feldgemeinschaft、^⑪ Jordallerskab^⑫の枠内でその生産力を三圃式農法の段階に限定されていた。そして穀物取引禁止、舍畜牛取引の禁止の諸法令により、法的に商品貨幣流通から遮斷されて領主經濟との連繫を經濟的にも斷ち得なかつた。十八世紀中期の牛ベスト、耕地の穀作本位の掠奪的利用による地力の漸減等は農民層の以上の立場を益々耐えがたいものとした。

註一 Vinding Kruse; Eigentumsrecht, Bd. I, s. 266. 〇かしこに言われる Freieigentum の内容については明瞭ではない。

註二 Knud Jessen; Denmark's soil and nature, (Agricultural Council; Denmark: Agriculture, 1935) p. 17.

註三 Hans Jensen; Division of the land, and social Conditions, (Denmark; Agriculture) p. 19

註四 ^⑩ Denmark^⑪, History, in Encyclopedia Britannica Vol. 7, p. 208. 尙此處では、當時の經濟的基礎として、漁業、馬産、育牛をあげている。

註五 J.H.S. Birch; Denmark in History, 1938, p. 47. この反亂はクヌート二世は農民によつて命を失つてゐることによつてもその強度が窺えよう。

註六 A.H. Hollmann; Die Entwicklung der dänischer Landwirtschaft, Berlin, 1904, s. 17.

註七 同上。Fæste 關係についてその正確な内容は把握難かつた。「解放」前夜の領主^⑩農民諸關係の下での農民の土地保有にもこの語が使われている。従つてここに云う現物納乃至金納地代を對價とする土地の利益という内容がどのような時點について言われうるものか、そして農民層の壓下の過程でどのように變貌して行つたかも必ずしも明確ではない。尙 Georg Hansen; Agrarhistorische Ab-

handlungen. Bd. I. ss. 388-462. "zur Geschichte norddeutscher Gutswirtschaft seit Ende des 16. Jahrhunderts". 又紹介されている南デンマークの一領地での農民の土地保有について、Fæste 關係の影響は残存が指摘されているが (ss. 429-432) ¹、そこでは保有權の強度が問題とされているようであつて、負擔内容の變化については餘り明瞭でない (此處では農民は賦役を負つてゐる) ²。

註八 Kruse; a. a. O. s. 269. しかしその程度については明瞭でない。一六五〇年には自由農民は僅か六%にすぎないといわれる。

註九 Holmann, a. a. O. s. 17.

註一〇 一、同上。「*ノールランド及びその周辺の諸島で Fæste 關係と土地に固縛された農民とは最も早くあらわれ*」^ス」

註一二 Britanica, Vol. 7, p. 210. この場合やはり土地所有者が壓倒的な比重を占めてはいたようであるが。

註一三 同上。自己所有地を耕作するもの一萬二千、王領地の借地農民 (所謂 *ærestebønder*) 一萬八千、貴族領地及び教會領地の借地農民三萬と云われる。

註一四 Britanica Vol. 7, p. 210. 及び Birch; a. a. O. pp. 144-155. 特ニ pp. 152-153. の場合、かかる農民層に對する施策が政權擔當者にとつてどの程度の意義をもつ

ていたか、從つて實行されたかは明らかでない。ここで中心を占めるのは、都市の貿易獨占を規定する立法である。

註一五 Birch; a. a. O. pp. 162-165. 特ニ p. 164.

註一六 北デンマークの農民について。反抗した地方の者はすべて反抗の罪を償うために、すべての自己の所有する物 (goods) と土地 (estates) を王に提供する旨を記した文書に強制的に署名させられたと云う。(Birch; a. a. O. p. 164) 又 Britanica Vol. 7, p. 211.

註一七 Holmann; a. a. O. ss. 19-21. Britanica, Vol. 7, p. 211. 之の契機である穀物價格の上騰について詳細には判らないが、一六世紀初頭から一世紀の間にライ麥價格が三・五倍、大麥價格は四倍となつてゐる。(Holmann; s. 19) ³。

註一八 Holmann; a. a. O. s. 21.

註一九 Holmann; a. a. O. ss. 21-22. これは、土地をいふばその豊度に應じて、即ち幾何の穀類を生産するかに應じて、評價する。現在でもデンマークで土地單位としての役割を果してゐる Tonnen Hartkorn がこれである。從つて同面積の土地であつてもその豊度が異なるらば夫々の Tonnen Hartkorn 數は異なることになる。最良の耕地では、 $\frac{5}{16}$ Tonnen Land = 一・八三九ヘクタールに 1 Tonnen Hartkorn とされた。(現在のデンマークでは平均 1 Tonnen Hartkorn = 九・一ヘクタール。M. Rosen-

feld; Die Gegenwärtige Lage der Landwirtschaft in Dänemark (Agrar Probleme. Bd. II. (1929) Heft 1, s. 179) 耕地のなほはななく、草地はその産する刈草の量と質に應じて、牧地は放牧しうる家畜數に應じて、更に道路や橋に對してもその收入に應じて、Harkonn に換算評價されたという。

一七世紀中期の全國的土地臺帳として最初のものは、Matrikel von 1644 といわれるが、これは各貴族領主の手元にある各小作地についての資料をそのまま集成したもののようで、従つて正確なものではあり得なかつたようである。一六八八年の土地臺帳は之を基礎に全國的に評價を統一したものである。更に一八四四年に至つて初めて土地の測量に基いて各地片を圖示した土地臺帳となつてゐる。Kruse; a. a. O. ss. 307-310.

註二〇 Holmann; a. a. O. s. 23. 又 Britanica, Vol. 7.

p. 213. この頃に地價の激落（一六五〇年から一六九一年までに約十分の一となつたという）、土地投機が指摘されて居り、土地所有者層内部の變化が言われている。

註二一 Britanica, Vol. 7. p. 213. 中央政府の主權は一應王が把握していたとしても、地方行政は完全に土地所有貴族層に委ねられており、事實上王權がこれに干渉することは出来なかつたといわれる。

註二二 Holmann; a. a. O. ss. 24. 25. 又 Will Scha-

ring; Die Bauernebefreiung in Dänemark, (in Handwörterbuch der Staatswissenschaft, 3 Aufl., Bd. II, ss. 577-581.) s. 578.

註二三 此處でグーッセルマンフ体制を特に取上げる餘裕を持たないが、東北部ドイツ＝オスト・エルのそれについては、「総合研究二の三」に私なりの要約を示しておいたし、又「同五の三」千葉燦郎氏の「プロシヤ型進化の基礎過程」にも觸れられてゐるので之について、更にそれに引用されてゐるものについて見られたい。デンマークにおける具體的なグーッセルマンフの内容については、之を窺うことが出来なかつた。デンマークとドイツとの境界地として兩者の影響を受けてゐる南シュレスウィヒの一領地に「Georg Hansen; "Zur Geschichte norddeutscher Gutswirtschaft seit Ende des 16 Jahrhunderts"」

註二四 Scharling; (Handwörterbuch) s. 578.

註二五 具體的にどの程度の賦役が要求されたかは明かにしえなかつた。此處では Peter Manniche; Denmark, A Social Laboratory, Copenhagen, 1939, p. 22. の記述を引いておいた。又、賦役も農民の資格に應じてその質を異にしていたようである。（基準農民＝農民の保有する労働要具を以ての畜耕役、不完全農民＝「小屋住み」層の給付する裸の手耕役。Hansen, s. 433. このような農民資格

の差による賦役内容の差異は封建體制解體の一つの契機として重要な意味を持つと思われるが、(松田智雄氏「ユンカー經營と『中間層』農民」又「総合研究二の三」)デンマークの場合にはこれを追跡し得なかつた。

三「農民解放」

十六世紀以後に普遍的に成立する領主直營地の經營は、以後經營の規模を擴大するのみならず、その耕作方式をも變化してゆく。即ち穀物生産の増大のために、耕地を外延的に擴張するばかりでなく、土地利用の集約化、從來の三圃式農法において耕地の外部に存在する廣大な草地を耕地化し、飼料は嘗ての休閒地の轉形された牧草圃から供給し、全體として土地の生産力を高めることが目論まれる。このような耕作方式の變化は、耕作強制の下で三圃式農法を繼續する耕作共同體の内部では行われ得ず、從つて耕作共同體の外部にその制約を離脱して存在する領主直營地においてのみ可能であつた。かくて領主經營は一七七〇年までには大部分が三圃式農法から脱却してゐたといわれている^(註二)。このような領主經營における耕作方式の變化と、それに應ずる生産力の増大は、これに對比して農民經營における三圃式農法を固定せしめその解體^{||}改善、從つて生産力の上昇、を抑止している耕作共同體を、農民をその租稅源とする絶體王制の立場からも、桎梏と感ぜさせるに至り、その改革が企圖されるに至る。が、改革とは云つ

ても、當初は單に耕作共同體の廢棄を中心とする農民經濟の向上が關心の的であつた。しかしかかる單純な經濟問題として爲政者の意識に上つた農業改革は、一七五五年の王室告示によつてその規模内容をより深めることとなる。農業の改善に關しての自由な論文を資格、内容に制限なしに徴するというこの告示によつて、之まで農民層内部に蓄積された苦惱不満は觸發せられ、提出せられた文書にも人格的支配隷從關係を含む領主・農民諸關係、それに基く封建的諸負擔等の改善を要求するものが多く、更に國內には忽ちにして「奴隸か、自由か」の聲が滿ち滿ちたといふ^(註三)。かくして當初考へられた單純な農業改革は「農民解放」として社會構成の變革をも含む體のものに發展せしめられるに至る。

しかしかかる「告示」によつて喚起された輿論も、農民層の手によつて改革を爲し遂げさせはしなかつた。それには農民層は封建的諸關係の下に尙、壓しひしがれて弱體化されてゐた。從つて此處では變革は「上から」の「農民解放」として爲される。この場合、權力の擔當者としての土地所有者層にも「農民解放」への動機がなかつたわけではない。耕作方式がより集約化するにつれて、それに従事する勞働の質の重要度は増大し、從つて、強制的に量を單位として給付される質の劣惡な賦役勞働よりは、その勞働に對する對價を生活の支柱、自己の再生産の條件とする、從つていわば良質な、賃銀勞働者の勞働を求めるようになる。かかる大經營者の利害は、「賦役勞働者は十人でも、二人の自由勞働者以上の仕事はしない」というシェランランドの一經營主の言によ

つて示される。^(註三)とすれば、賦役の確保をその本質的内容とする封建的諸規制(その中心としての「土地への固縛」)はその必要性を喪失する。少くとも土地所有者層の一部でのかかる認識なしには「上から」の「解放」は不可能であつたろう。

× × ×

しかし以上の説明は何故「農民解放」がなされざるを得なかつたかを説明しうるものではない。「農民解放」がやはり封建社會から近代社會への一轉期を副すものである以上、かかる變化の背後に之を支えているものがなければならぬ。それは云つて見れば封建體制の矛盾の發展、解體の過程である。デンマークについてもこの間の事情は仲々促え難い。

が、それにしても二、三の指摘は出來そうに思える。一言にして云えば封建的基準農民層の分解とでも云おうか。先にも述べた領主經營の農民地の犠牲による擴大は、一應家族を扶養し且つ一定の賦役(基本的には畜耕役)を給付しうる如き生産條件を與えられている封建的基準農民層から、その生産諸條件を剝奪してゆき、かくて或いは「小屋住み」として不充分な生産條件しか與えられぬもの、又更には「土地を持たぬ人々」が排出されて來る。「解放」の開始期一七八七年には、七萬四千の農民男子に對して「小屋住み」cottars 二萬二千と三千を超える「土地なき人々」「landless men」が指摘される。^(註四)このよ

うな農民層の壓下の事實に對して、又一方では、僅かではあろ

うが、十八世紀の後半に入つて、土地の購入による自由農民

Freisassen, ≪Selvejerbønder≫の數の増加も指摘されて

いる。^(註五)當ての保有地によつて家族の單純再生産を繼續する等質

な封建的基準農民層は、こではすでに、土地所有權を購入しう

るほどの餘裕を持つものから殆んどその生産條件を喪失したも

のに至るまで、種々な内容のものを含む廣汎な層に轉化した。

このような事態は二つの面で從來の封建體制に對置される。

一方では、領主經營に對する競争者——その經濟力は不明であ

るとしても——の出現である。十五世紀來の封建的反動の所産

としてのグーツヘルシャフトは、農民層の商品貨幣經濟との遮

斷、その全餘剩勞働の吸收をその條件とする。しかしそのよう

な體制は此處では事實上打ち破られている。兎に角土地を購入

するに足る餘剰が、農民の手中に、商品貨幣經濟を經由して、

價值として保持され得たのである。「解放」で廢棄される穀物

及家畜の取引禁止の諸規定も、逆に農民層の商品貨幣經濟との

接觸を示すものであろう。更に同じく廢棄さるべき農民經營で

の「舍飼」の禁止も亦、事實上家畜を舍飼しうる農民層のある

程度の餘力を示してはいないであらうか。かかる層の出現は事

實上の封建體制の解體を意味するものと云えよう。

他方かかる農民層の分解は領主經營の勞働力構成を變質せし

める。「小屋住み」、更に「土地なき人々」は殊更、その保有す

る生産條件のみではその家計を支え得ず、従つて他處にその勞

働力を販賣することを餘儀なくされる。かかる層の存在自體が

勞働力の販賣——購買關係の存在、賃勞働の存在を立證する。こ

の場合の購買者が多くの場合領主大經營であつたろうことは、更に、農民地取上による賦役勞働力の減少を考え合わせれば——容易に想像出来る。とすれば、領主經營自體が、その内部ですでに、封建的諸關係——經濟外的強制による賦役勞働の收取に對していはば近代的な賃勞働關係——勞働力の購買販賣關係を多かれ少なかれ前提とするに至つていたといえよう。先に指摘したシュェルランドの一經營主の言は明白にこのことを示している。従つて封建社會の解體は、農民層の内部で、更には領主經營の内部で、すでに進行しつつあつたと云える。とすれば、「農民解放」の實施はいわば時日の問題でしかなかつたとも云えよう。

以上の諸條件の下に、二三の私的な「解放」の雛形(雛形)を伴つて「農民解放」が絕對王制の施策として「上から」實行されることとなる。この場合「農民解放」がどのような問題をどのように解決しようとするか。ここに相互に關連を有し乍らもその内で對置さるべき二つの筋が認められよう。一は農業生産力の展開のための耕作共同體の廢棄であり、一は領主——農民諸關係——封建的諸負擔の廢棄である。前者を中心とする立場からは、後者はそれを必要なる最小限度に止めようとする。そのような意味では、デンマークのこの十八世紀末の一連の農業立法は、それ自體では「農民解放」というよりは、むしろより廣く、しかしより無性格なものとして、農業改革と呼ぶべきものであらう。

デンマークに於ける「農民解放」——農業改革の諸立法は、生産力の展開を期しての耕作共同體廢棄の試みを以て開始される。一七八一年四月の法令は、耕作共同體に所屬する各持分權者が、夫々その保有地面積の大小に不拘、自己の持分を一乃至二、三の地片に聚合してそれを圍込み、耕作共同體の規制から脱却することを許し又これで分離された農地に再び耕作共同體の制度を導入することを禁止した。しかしこの場合に必要なる經費はすべて當該農地の「所有權者」が負擔すべしとの規定の故に、農民の大部分を占める借地農民についてはその實現は困難であり、一七九二年法によりこの規定が改められるまでは、所期の效果は收められなかつたといわれる。本來の「解放」は一七八四年に皇太子フリードリヒ(後のフリードリヒ六世)が政權を獲得して以後に實現される。彼は一七八四年勅令を以て北ゼーランドの王領地の約一三〇〇の借地農を、王室財政の費用負擔によつて、耕作共同體から解放し、同時に之までの賦役を確定量の地代納付に轉換し、世襲的借地農としてその地位を安定せしめて居り、一七八六年には改革の母體としての農業會議「Landbokommissionen」を設置して、その主導の下に以後の諸改革は立法され實行される。かかる形の下で「領主農民關係における權利義務に關する法令」が一七八七年に發布される。これは領主と農民との土地賃貸借契約について、その賃貸期間の始期と終期における官選の検査官による土地の検査及び査定を規定し、始期の土地の引渡に當つては當該地に通常の建物、家畜、家財が存在すべきこと、契約解除に當り

借地農により爲された改良に對しては賠償が支拂わるべきこと、等を規定して、一方の強力による土地貸借關係の不當な歪曲を阻止せんとするものであるが、同時に農民に對する賦役給付の際の處罰權を領主から剝奪する規定が含まれていることに注目すべきであらう。封建的諸給付を確保する經濟外的強制はその條件の一部を喪失するわけである。

しかし、より基本的にかかる經濟外的強制を事實上可能ならしめ、封建的諸關係をその根柢に於て支えていた「土地への固縛」は、之に次ぐ一七八八年六月の法令によつて廢棄される。(とは云つてもこの法令によつて直ちに人格的自由を獲得するのは十四歳未満及び三十六歳以上の者であつて、其の他の者——即ち十四歳から三十六歳までの營働力の根幹をなす層——については一八〇〇年に至るまでは三十六歳を超えぬ限り尙土地からの自由移動は許されていない。)又同年同月の二法令は、穀物の取引の自由を認め、又これまで領主層にのみ許されていた家畜の舍飼を萬人に許し、更に一定の關稅の下にこれを輸出することを許している。封建的生産諸關係の基底として高率地代確保の爲の人格的支配隷屬關係による經濟外的強制的象徴である「土地への固縛」の廢棄——人格的自由の賦與と、直接生産者層を商品貨幣經濟から遮斷して領主權力の枠内にその經濟の幅を固定する「取引禁止」の撤廢とを公に確認したこの一七八八年こそ、封建社會から近代社會への移行點としての「農民解放」の核心をなすものといえよう。

しかし乍ら、かかる人格的自由の獲得も決して同時に封建的諸負擔の消滅を意味するものではなく、その處理には更に別個の法令を必要とした。賦役については、一七九一年の法令により、當事者間でその種類と量についての自由な合意を爲すべきことが勸告され、かかる合意の成立を促進するために島嶼地方とユトランドに二つの機關が設置され、又一七九九年の法令は、賦役の量を農民經營を阻害せぬ程度のものに確定して以後増大すべからざる旨を命じた。賦役についてと同様の合意によつて現物十分の一税も又一定量の穀物給付に變えらるべきことが一七九六年の法令によつて勸告されている。更に道路賦役も一七九三年の法令によつて制限された。このように「農民解放」が當然問題とすべき封建的諸負擔については、この一連の改革立法はその解體に道を拓いたにすぎず、それを積極的に排除せんとする意圖は些かも示していない。更に注意さるべきは、この一連の立法のうちに農民への土地所有權の賦與の試みが殆んど見られなかつたことである。わずかに一七八六年に設置された「金融金庫」Meutjeskasse についてその資金貸付の目的として農地の改良、耕作共同體の解體の際の土地の團込、村落からの農家の移住等を擧げているうちに、農場の購入という事項が含まれているにすぎず、しかもこれの授けによつて借地農から土地所有農民に轉化したものは八五〇という少數のものにすぎない。

以上の「解放」諸法令の簡單な概括からも明瞭な如く、デンマークにおける「農民解放」は決して從來の封建的諸關係を完全に

廢棄するものではなかつた。それは耕作共同體の廢棄による生産力の解放、農民の人格的自由の確立、土地所有對耕作農民の法關係の規制というような進歩的な側面を前面に見せてはいるが、その具體的な内容について見れば土地所有農民の創出は殆んど問題とされず、賦役、十分の一税、道路賦役等の封建的諸負擔は制限されたとは云へ尙法的にも殘存し、その解決は十九世紀後半の問題として殘されて行く。

しかし乍ら、このような法令の性格的不徹底さにも不拘、尙この「解放」は一つの大きな變化を生み出して来る。即ち經濟外的強制的窮極の支柱としての「土地への固縛」の廢止によつて、土地所有は農民勞働力を確保する力を喪失し、賦役は事實上不可能となつて来る。従つて農民の賦役義務は一部は確定量の現物乃至は貨幣の給付義務に轉換せしめられ、一部は現金支拂によつて消滅せしめられ、賦役義務を負擔する土地は一八〇七年には「解放」以前の約五分の二に減じている。かかる賦役の減少によつてこれまでの領主大經營はその勞働力を僕婢及び賃勞働者に求めるに至るが、之に伴つて多くの場合經營の縮小が行われた。嘗て農地の取上によつて五〇〇—八〇〇ヘクタールの大經營の成立をすら見、賦役の強度も大であつたシエルランドにおいてこの傾向は最も顯著であり、又ユトランドにおいても農民地の規模にまでの縮小が見られたといふ。^(註二三)かくして大經營から排除された土地は一部は借地關係に移されるが、土地賃貸借についても一七八七年以來數次の法令によりその契約内容につき賃借人の權利保護のための

強度の法的規制が爲されているため、少なからぬ部分が適當な對價を以て賣却されたといふ。ここに立法の援助を俟たずして土地所有農民層が創立されて行く。かくして一八三五年には、借地農民約二萬五千に對して土地所有農民及び事實上の土地所有者としての世襲借地農民は併せて約四萬に上つてゐる。それにも増して、爲政者の立場からは問題の中心であつた耕作共同體の解體は急速に進行した。一七八一年の法令における土地所有者による費用負擔の規定は一七九二年に改められて、當該借地農にその費用を支出せしめることが土地所有者に許され、耕作共同體の解體は全土にわたり進行するに至る。かくて一八三八年には耕作共同體の制約の下にある土地は全耕地の百分之にすぎないといわれる。^(註二四)之と共に多くの農家が村落を離れて孤立農場の形態をとるに至り、シエルランドでは全農家の三分の一が獨立農場となつたといわれる。^(註二五)このように嘗ての桎梏たる耕作共同體から解放された農業生産力は顯著な上昇を示し、年收量は一七八八年から一八〇八年にほぼ倍加したといわれ、收穫物の質の向上も指摘されて居り、又農業用建物（住居を含む）が一七六五年から一八〇五年にかけて約三萬の増加を示したこともその一つの例證といえよう。^(註二六)

尙種々の問題を未解決のままに残し乍らも、デンマーク農業史上に一轉期を劃したこの「農民解放」立法は、ナポレオン戰爭の勃發によつてその進行を中止せしめられる。そして以後一八〇七年—一八一四年のこの戰爭における莫大な戰費調達による國家財政の破綻、それに續く信用制度の混亂、外國貿易の破綻、戰後の

穀價下落等に基く經濟的混亂窮迫の過程を経て、一八四八年立憲君主制が確立されるに至るまでは、農業土地問題は施策の對象とはなり得なかつた。

註一 Holmann; a. a. O. s. 26. 領主經營地と農民保有地

との分離は必ずしも全土にわたつて一般的なものではなかつたようである。しかしフイエンの如き領主地と農民地とが混在していたところでも、この頃急速に兩者の分離が進行したという。

註二 Holmann; a. a. O. s. 27. かかる風潮の背後にアダム・スミスの自由主義的經濟理論の輸入とフランスの社會思想の影響が(通例の如く)言われるが、より基本的に、そのような思潮がうけ入れられるだけの農民層の成長と封建體制の解體を問題とすべきである。

註三 Holmann; a. a. O. s. 29. これがデンマークで最も地味の肥えた、グーツ體制の發生地であつたシェーランドの大經營主の言であることは興味深き。

註四 Harald Westergaard; Economic Developments in Denmark, 1922. p. 10.

註五 Scharling (Handwörterbuch) によれば「解放」前夜に農民六萬五千のうち自由農民は一萬であつて、一七五〇年よりは増加していたといわれる(s. 577)。農民層の上昇は單に基準農民の中に見られるのみではなかつた。Hanssenの

デンマーク農業の成立

記述の中で「小屋住み」層の上昇が見られることに注意せよ(a. a. O. s. 43)。後者の上昇の持つ理論的意味について、松田智雄氏「エンカー經營の成立と『中間層』農民」(歴史評論二二年一二月)。デンマークにつつてこの點で明確な立論を爲し得なかつた。

註六 王太后 Sophie Magdalena は一七六一年に、又「解放」立法の主導者の一人であるBernstorffとその一族は一七六四年に、夫々自己の領地において改革を行つてゐる。その詳細な内容は明らかでないが、その中心が村落體制の解體、賦役の金納地代化、不安定な小作關係の確定化と「世襲小作化等にある點で以後の「解放」立法の内容を暗示す。Scharling; a. a. O. ss. 578, 579, Holmann; a. a. O. s. 27. Kruse; a. a. O. s. 275.

註七 Holmann; a. a. O. s. 29-30. Kruse; a. a. O. s. 275

註八「九」〇 Kruse; a. a. O. ss. 276-283. 及び Scharling; (Handwörterbuch) ss. 578-580.

註九 Scharling; a. a. O. s. 580.

註一〇 一七八八年以前に賦役を負擔する農民地(封建的諸關係の下では農民の負擔は多く土地に對する reallast とてあらわれる)は、ほぼ二〇萬 Tonnen Hartkorn であつたが、一八〇七年には、せうせう八萬 Tonnen Hartkorn にすぎなかつた。Holmann; a. a. O. s. 29.

一〇五

デハーマーク農業の成立

註一三 Hollmann; s. 28, 29.

註一四 Kruse; a. a. O. ss. 39-40 及び Hollmann; a. a. O. s. 30. 一八三五年には一七七〇〇〇 Tonnen Harkorn の土地を耕作する四一、六九五の農民經營は土地所有權或いは世襲借地權を有して居り、一三七、四〇〇 Tonnen Harkorn の二、四七九五が Faeste 關係の下にゐたところ。

註一五、一六 Hollmann; a. a. O. s. 30.

註一七、一八 Kruse; a. a. O. s. 278. 又 Scharling (Handwörterbuch) によれば年收量は一七七〇年の六百萬トンから一八二〇年には一千萬トンに増大したというが、(s. 580) その具體的な内容は明らかでない。

四 一九世紀後半

一八四八年以降、あらゆる身分的特權を廢止して、憲法の下に萬人が共通の權利義務を有し、二院制議會を以てその立法機關とする、新たな政治形態の下に、農業改革立法は再び姿を現わす。この第二次諸立法はその處理すべき問題に應じて二つの群に大別出来よう。即ち一は「農民解放」諸法令で制限されたとは云え尙殘置されている封建的諸負擔の處理を意圖するものであり、一は「解放」に於ては殆んど法制として實現されず、しかも平等な立場で農民が政治に發言しうる議會政治の下では當然起るべき要求

一〇六

としての、農民への土地所有權の歸屬を目標とするものであつた。

前述の如き絶對王制による封建的諸負擔の解體の企圖にも不拘、一八五〇年には、約七萬の農民經營のうち尙一三％は賦役義務を負つて居り、又十分の一税を負擔するものも一〇％を下らなかつた。かかる殘存物に對して、賦役については、一八五〇年の法律は當該土地所有における賦役農民の三分の一の合意を以てその廢棄を要求しうることを規定し、更にこれを促進するために各地に調査委員會が設置され、その結果一八六一年には完全な賦役農民は僅か一三にすぎぬと報告され、忽ちに消失して行くようである。しかし十分の一税については、一八五二年の法律で現存する穀物十分の一税は一八五六年までに一定量の現物納付に變更すべき旨規定され、一八六二年にはその額を土地臺帳に記入して以後の紛争を避けんとし、又一八六一年に家畜十分の一税について前者と同様の法律が公布されたに止まり、その完全な解決は今世紀にまで持越される。

しかしこの十九世紀後半の改革立法においてはその中心は借地農民の自作農化におかれている。即ち一八五一年四月の法律によつて國有地の借地農民は、地代を資本化して算出される地價の支拂によつてその經營地の所有權を獲得しうることとなり、一八五二年には大學の所有地につき、一八六〇年には公共營造物、病院、教會等の所有地につき同様の法律が公布され、これらの適用によつて該當農民經營約三千のうち二千七百が一八五〇年から一八六

八年までの間にその所有權を獲得している。又私的大土地所有について、一八五四年の法律は封建的世襲領地の借地農への賣却とその賣價の一二%の自由處分を許してその所有權移轉を促進し、之により當該農民經營約一萬のうちほぼ五千がその所有權を獲得し、又一八六一年の法律は、借地農に所有權を賣却した場合には、一定の條件の下に一定の規模の農民地を自由に處分する權利を土地所有者に與え、之によつて約八千六百が自作化せしめられる。このような土地所有農民創出の過程に應じて、土地貸貸借關係についても、改良賠償の範圍は擴大され、又當事者の權利拋棄を無効とする等の規定が追加されている。

以上の過程を通じて、デンマークにおける土地所有關係は、一方では土地に附せられた封建的諸負擔を殆んど廢棄し貸貸借關係を規制して耕作者の地位を引上げることによつて、他方では諸法律によつて農民の所有權取得が促進せしめられて、その面目を一新する。とは云つても、この一連の立法の中心であるとされる農民への土地所有權の賦與も、實は所有權移轉の條件を整備するに止まつて、積極的な國家による補助——例えば強行法規による土地の強制的買上賣渡、又は少くとも農民の土地所有權取得の爲の資金の特別な供給方法の確立等——は見られなかつた。だが強行法規によらずともデンマークにおいては自作農化は比較的急速に進行する。一八五〇年に全農民經營六萬八千の三〇%を占めた約二萬の借地農は、一八五七年約一萬五千、一八六一年約一萬四千、一八七七年約五千五百、一八八二年には約五千にその數を減じて

(註七) いる。このような數字にうかがわれる農民層の地位の上昇は、デンマークの農業における今一つの重要な轉換、即ち穀作から畜産への生産内容の變化と無關係ではないようである。

畜産は古くはデンマークの農業において主要の部門とされてきたらしい。十二世紀頃の教會文書中に見られる報告では、デンマークの農業では畜産が主業であつて耕作は副次的なものにすぎないと述べられている。しかしかかる古くからの畜産の優位は、十五、六世紀の農民層の完全な壓服の過程に失われて、その地位を穀作に譲つて行く。十六世紀後半、ヨーロッパ全體としての經濟的發展、市場の形成により、直接的にはオランダによる仲介貿易と北獨市場の展開を契機とする穀價上騰によつて刺戟されて、領主穀作大經營が擴大・成立して以後は、デンマークは穀物輸出國として、デンマーク農業は穀作農業として、姿を現わしている。

從つて十九世紀第四四半期のアメリカ及びロシア等のヨーロッパ外國からの大量の穀物の流入によつて惹起されたヨーロッパ農業恐慌は當然デンマークにも大きな影響を與えずには置かない。一八七〇年代から一八九〇年代までにデンマークにおいても小麦價格は四〇%、ライ麥價格は三〇%等々の激落を示している(註八)(第2表を見よ)。かかる事態に對して、デンマークも亦他のヨーロッパ諸國と同様に、保護關稅によつて從來の生産様式を維持せんとするか、或いは自由貿易政策の下で新たな事態に適應した新たな生産様式を採るか、の岐路に立つた。

第2表 十九世紀後半の農産物價格の變動
(トン當り クローネ)

	小 麥	ライ 麥	大 麥	燕 麥	パ タ ー	豚 肉
1846—1850	13.47	8.75	6.63	4.51	0.38	0.27
1851—1855	19.01	14.62	9.86	6.49	0.50	0.34
1856—1860	15.88	11.18	9.66	6.36	0.60	0.37
1861—1865	15.36	11.51	8.54	5.84	0.59	0.38
1866—1870	19.51	14.13	11.52	7.60	0.70	0.48
1871—1875	20.07	14.32	12.48	8.24	0.83	0.52
1876—1880	17.88	13.21	11.88	7.85	0.85	0.53
1881—1885	14.85	11.86	10.56	7.52	0.90	0.55
1886—1890	12.63	9.88	9.56	6.88	0.89	0.47
1891—1895	11.37	10.11	9.30	7.11	0.94	0.48
1896—1900	11.67	9.92	9.41	6.92	0.95	0.44

Hollmann; Die Entwicklung der dänischen Landwirtschaft.
s. 85 による。

デンマーク農業の成立

一〇八

從來までの、特に十九世紀の七〇年代に至るまでの穀物價格の上昇によつて想像される、穀作の優位から見るならば、保護貿易への方向は免れ難いようにも思われる。が事實はそうではなかつた。一八八六年に議會に提出されたデンマークの最初の、そして唯一の保護關稅法案は、下院の第二讀會において六五對二を以て否決され、以後デンマークは自由貿易の路を堅持する。かかる貿易政策の争いと自由貿易主義の勝利は、單純な理論上の問題ではなく、その背後にデンマーク農業内部における二つの層の利害即ち、穀價高を利益とする一群の大經營主と、之に對する多數の農民層——その先頭にはユトランドの農民——との對立を含んでゐるといわれる。従つて、第一次「解放」、第二次「改革」を通じて、嘗ての種々な封建的諸制約から放たれて、その生産力を自由に展開し得た、農民層の姿を、この自由貿易の勝利は象徴してゐるとも云えよう。

しかし、デンマークにおける畜産の優位は必ずしもこの時點で決定されたのではない。むしろ一八八六年の保護關稅法案の否決は、それまでの過程で豫定されてゐたとも云えよう。

十六世紀以來デンマークの農業の中心は、穀作であつたといへ、古くからの畜産物の輸出も、ハンブルグ經由で繼續されてゐた。そして一八六五年イギリスとの間に開設された定期航路は、更にその市場を擴張せしめた。この場合にも、七〇年代まで繼續する穀價の上昇の下で穀物が尙大きな比重を占めてゐたとしても、畜産物の輸出もその量を増加して行つてゐる。これは西歐諸國に

おける經濟的發展、工業の發展、資本制生産の展開に相應する市場の擴大、生活水準の上昇等による畜産物需要の増大に對應するものといえよう。かかる事情は、バターと穀物との相對價格の變化(第3表)によつてうかがうことが出来る。かくて從來優位を占めていた穀物輸出への畜産物輸出の肉迫、對抗が見られるに至り、穀物價格が上昇の頂點にあつた七〇年代前半に、すでに畜産物輸出は穀物輸出とほぼ同額となつてゐる。

第3表 穀物に對するバターの相對價格
(バター1ポンド:穀物1ポンド)

1851 — 1860	11.2
1861 — 1870	12.4
1871 — 1880	13.7
1881 — 1890	17.4

Brinkmann; Die Dänische Landwirtschaft. 1908, s. 10.
(Larsen; Det Danske Landbrugs Historie, 1895. s. 155 より。)

とすれば安價な歐洲外穀物の大量の移入によつて惹起された穀價の大暴落と、之に對する畜産物價格の安定性を思えば、以後の過程は明瞭である。一八七二—七三財政年度以後穀物輸出は漸減の一途を辿り、一八八三年以

來デンマークは穀物純輸入國に變貌して居り、他方その間十年で畜産物輸出はほぼ倍加して居り、以後一方的な増大を示している。(第4表)

以上の事實を見れば、一八八六年という時點での保護關稅か自由貿易かの争いが後者の勝利に終つたのは決して不思議とは云え

表4第 農産物純輸出價額
(百萬クロネ)

財政年度	穀類	畜産物	曆年	穀類	畜産物	四年平均	穀類	畜産物
1865—66	37.5	25.9	1874	30.0	77.2	1883—86	-3.2	80.7
1866—67	39.2	29.1	1875	33.5	73.4			
1867—68	38.6	23.2	1876	36.8	72.0	1887—90	-13.7	104.1
1868—69	31.7	21.5	1877	12.0	66.8			
1869—70	35.4	25.0	1878	23.7	58.4	1891—94	-21.3	133.4
1870—71	46.1	35.5	1879	31.7	58.0			
1871—72	46.1	34.9	1880	35.6	72.4	1895—98	-41.1	164.3
1872—73	49.9	47.4	1881	22.4	69.0			
1873—74	33.7	66.1	1882	9.5	85.5	1899—1901	-53.0	205.9

Hollmann; Die Entwicklung der dänischer Landwirtschaft. s. 87.

まい。デンマークの農業は、急激な價格變動に震撼されたとはいへ、政策の決定以前にすでに新たな事態への對應の第一歩を踏み出していたといふべきであらう。そしてその對應の主体は、大經營に對抗して自由貿易を主張した農民層のうち求められよう。かくして決定的にデンマークの農業は畜産中

心のもものとなつて行く。

かくしてデンマーク農業の中心を占めるに至つた畜産の分野に於ても、大經營との對抗は農民層にとつて決して容易なものではなかつたようである。一八九八年、ほぼ一八萬の家畜保有經營のうち、三〇頭以上の乳牛を保有する經營約四%、一〇—三〇頭の約二七%で、残る六九%、一二三、五八九の經營は一〇頭以下、しかもその半ばを超える七〇、二一八(註二)(全體のほぼ三九%)の經營は一乃至三頭を保有するにすぎない。

この數字は直接には經營規模別の階層分類と結びつかないとしても、やはり大經營と農民經營との畜産の規模の差——經營内部での畜産の比重はどうであれ——を暗示するものであらう。特にデンマークにおける如く、輸出という相當大規模な取引がなされる場合に、個々の農家によつて相異なる條件の下で個別的に少量づつ生産されるものと、大經營における一定の條件——しかも優れた——の下での比較的多量に生産されるものと、販賣上の地位の差は明瞭であらう。この大經營の優位、その生産物の質的優位は、八〇年代初期に、大經營の *Hoibutter* の價格が *Bauerbutter* の價格のほぼ二割高であり、しかもデンマークの輸出バターButterの價格は、ほぼこれに倣つていたという事實によつて示されよう。(第5表)

かかる事態に、農民層は自らを組織することによつて對處した。各種の協同組合組織がこれである。デンマークで最初のペーコン協同組合は一八八七年の設立であり、又、畜産の中核として

第5表 バター價格 (クローネ)

	輸出バター 價	格	フィエン島領主 經營平均價格	農民バター 價	格
1881	120.00	}	108.38	88.00	} 86.60
1882	118.50			88.00	
1883	112.00			80.00	
1884	109.00			80.00	
1885	100.50			72.00	
1886	95.00	}	94.66	輸出バター に同じ	
1887	94.50				
1888	91.50				
1889	96.50				
1890	91.50				
1891	96.00	}	94.05		
1892	97.70				
1893	92.40				
1894	84.00				
1895	90.30				
		}	85.38		
1896	90.20				

の酪農部門では、一八八二年に最初の製酪協同組合がエトランド西南部に設立され、之を範として一八九〇年までのほぼ十年の間ですら七〇近い數の製酪協同組合が開設されている。このような加工部門での協同を中心として、一方では農民層内部での技術の統一・進歩がなされ、又畜種の改良を目的とする各種家畜飼育組合、乳牛檢定組合等が設立されることによつて、生産の基礎は強化され、他方ではバター輸出組合、鶏卵輸出組合等の組織による流通過程への進出が見られる。(註三)このような農民層の組織化によ

つて大經營との對抗の條件は創出される。むしろ、先の大經營の優位の基礎であつた等質なしかも良質な多量の生産物という條件にしても組織によつて結合した農民層の方が優るとも云えよう。第5表に見る一八八六年以後のバター價格の推移、及此處に示す製酪場數の變化は、農民層のこの部面における量的、質的な勝利の過程を示している。(第6表)

第6表 製酪場數の變化

	協同組合 製酪場	私 企 業		
		集 製酪	乳場*	大製 經酪場
1898	1013		260	271
1901	1057		209	140
1904	1057		118	63
1906	1076		192	60

* 原料乳を主として購入するもの。

Brinkmann; Die dänische Landwirtschaft s.102

このような生産様式の變化、それに對應しての農業内部での農民層の占める經濟的比重の増大が進行して行く過程とほぼ時を同じくして、國家の土地政策も些かその様相を變化する。これまでの土地政策が、單に農民の土地所有權獲得の外部條件をいくらかよくしたに止まるのに對して、ここで始めて、自作農創設のための國家による資金援助が實行されることになる。その第一歩が一八九九年の法律第三九號であるが、その審議に當つて、貸付限度を如何に決定すべきかについて、即ち創設されるべき經營の規模に

ついて二つの立場が對立したといわれる。(註一四) 即ち、一方には大經營主の側から、賃銀労働者に土地を與えてその労働力を確保しようとする立場があり、この場合創設されるべき經營の規模は、そのみでは家族を維持するには不充分で、従つて生計を支えるためには他に労働力を販賣する場を求めざるを得ぬ體のものが主張される。之に對して自立的な農民經營を創設しようという立場からは、當然その經營を以て家族の生計を維持しうるに足るほどの規模が要求される。そして結局實現されたものは、平均三・二ヘクタールという中途半端な規模のものにすぎず、従つて本質的には尙獨立自營農民の創設ではあり得なかつた。この點では、次の一九〇四年法においても同様で、その規模は平均三・七ヘクタールであり、一九〇九年法に至つて始めて、家族を維持するに足る規模を持つ經營の創設が、目的として法文に明示されるが、實際にこれにより創設された經營は、尙平均規模四・二ヘクタールのものにすぎない。デンマークにおいて家族自立經營として必要とされる「少くとも七ヘクタール」という規模が認められるのは、今世紀も第一次大戰を経過して以後のことである。このような性格上の不完全さは種々あるとしても、之等の諸法の下で一九一四年に至るまでに約千五百の小農場が創設せられたという事實は、やはり正當に評價されるべきであらう。(註一六)

註一 この時點で議會政治の形態の下での政治勢力として Conservatives, National Liberal Rurher Party, Left の三つのグループがあげられる。

保守黨は大土地所有者、國民自由黨は市民層、左翼は農民層及び「農民の友」*bondevennerne* を夫々代表するところ (*Britanica*, Vol. 7, p. 214.)⁹⁾ この三者の議會に於ける夫々の比重については明確には捉え得なかつた。左翼は土地改革、大土地所有の強制買収を主張したところ。*Britanica*, Vol. 7, p. 215. *K* Hollmann, a. a. O. s. 32.

註二 Scharling; (*Handwörterbuch*), s. 580.

註三 *K* Hollmann; a. a. O. s. 31 Scharling; a. a. O. s. 580.

註五 *K* Scharling; a. a. O. s. s. 580-581.

註六 Hollmann, a. a. O. s. 33.

註八 Hollmann; a. a. O. s. 19.

註九 この價格變動は、一八二〇年代以降七〇年に至るまでの穀價の上騰のために、より激しい作用を及ぼした。

註一〇 *K* Hollmann, a. a. O. s. s. 82-84.

註一二 同上 s. 99.

註一三 デンマークにおける協同組合活動については、その農村教育と共に種々の紹介によつて既に著名であり、蛇足を加えるまでもないと思うので、説明は略させていたたいな¹⁰⁾ (*Harald Faber; Co operation in Danish Agriculture*, 1918)

註一四 Kruse; a. a. O. s. 289.

註一五、一六 デンマークの自作農創設事業は一九一九年に至つて一應の頂點に達する。一九一九年十月四日の三法令がこれである。二〇世紀に入つての自作農創設維持事業については此處ではふれなう。

The Conservation and Formation of Small Holdings in Denmark, (*International Review of Agricultural Economics*, 1926 Vol. IV-1, pp. 50-69), 及び J. Frost; *Die dänische Häusler-Siedlung von 1900-1930* (*Berichte über Landwirtschaft*, Bd. XIV Hef. 3.) 等を見られたい。以上の記述もこれらによつた。

五 むすびにかえて

以上に、デンマークの農民層がどのような歴史的過程を経て來たものかを、ほぼ十三、四世紀の頃から十九世紀の末に至るまでの期間について跡付けて見た。これを要約して云うならば、ほぼ十三、四世紀頃この地域に展開されて行く商品貨幣經濟との接觸に應じて惹起される土地所有と農民との對立・抗争は、クリスティアン二世の時期及び *Counts War* を頂點として土地所有の勝利に終り、以後農民層は強固な封建的諸規制の下に呻吟する。「グーセルシャフト」體制とその時點の集中的表現である。しかしかかる體制もその内部に擴大されて行く矛盾の故に解體を餘儀なくされ、デンマークでは「上から」の「農民解放」によつ

て近代社會への移行點が表現される。農民の「土地への固縛」の廢棄を核心とする第一次「解放」も、農民の土地所有權の獲得を促進する第二次「改革」も、その内容において極めて不徹底なものであつた。しかし法令そのものの不徹底さにも不拘、事實上の過程として、土地所有の農民層の廣泛な形成が此處では見られる。十九世紀末の農業恐慌に當つての貿易政策の對立が、穀作中心の大經營の利害に反して自由貿易論の勝利に終つたという事實に、農民層の展開の表現を見ることが出来る。この時點でデンマーク農業の中心的位置を占めるに到る畜産部門、特に酪農部門において、農民層は協同組合組織によつて大經營に對する經濟優位性を確立し、生産・流通の兩面で主導權を把握するに至る。農民の國といわれるデンマークの農民層はこのような過程を経て成立したのである。

このようにして形成された主體——デンマーク農業の擔當者としての農民層、それを中心にして組織される各種協同組合、このような主體と組織によつて支えられるデンマークの農業、等々の詳細な分析とその内包する諸問題については此處では觸れられなかつた。次の機會を待ちたい。

(研究員)